

有害使用済機器保管等届出書

年 月 日

岡崎市長 殿

日付は受付時に記入していただきます。

届出者

住 所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

氏 名 岡崎市役所株式会社
代表取締役 岡崎 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0564-23-6000

主たる取扱品目を記載し、括弧書きで取り扱う想定のある品目を法令の号数で記載してください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目：園芸用電気機械器具、電気照明器具、パーソナルコンピュータ、印刷用電気機械器具等(施行令第16条の2第5号～32号に定める機器)</p> <p>処理の区分 保管のみ ・ <input checked="" type="checkbox"/> 保管及び処分(再生を含む)</p>
<p>面積は事業場面積を記載してください</p>	<p>事務所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 電話番号0564-23-6000</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事業場 愛知県岡崎市十王町二丁目3番 電話番号0564-23-6000</p>
<p>事業場ごとに記載してください。面積は保管面積を記載してください。</p>	<p>面 積 <input type="checkbox"/><input type="checkbox"/>m²</p> <p>愛知県岡崎市朝日町三丁目2番 電話番号0564-23-6875</p> <p>面 積 <input checked="" type="checkbox"/><input checked="" type="checkbox"/>m²</p>
<p>保管を行うすべての事業場の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地：愛知県岡崎市十王町二丁目3番 面 積：〇〇m² 保管量：●●m³ 保管高さ：該当なし 品 目：パーソナルコンピュータ、印刷用電気機械器具等 (施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器)</p> <p>保管場所② 所在地：愛知県岡崎市朝日町三丁目2番 面 積：△△m² 保管量：▲▲m³ 保管高さ：〇m 品 目：園芸用電気機械器具、電気照明器具、無線通信機械器具等 (施行令第16条の2第5号～23号に定める機器)</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>所在地：愛知県岡崎市朝日町三丁目2番 品 目：園芸用電気機械器具、電気照明器具等 (施行令第16条の2第5号～10号、12号～21号、23号に定める機器)</p>
<p>事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>破碎施設 2基 設置場所：愛知県岡崎市朝日町三丁目2番 設置年月日：平成〇〇年〇月〇日 処理能力：△△t/日、□□t/日</p>
<p>※事 務 処 理 欄</p>	<p>処分を行う品目について記載してください。</p> <p>処分に使用する施設について記載してください。</p>

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
おかざきしやくしょかぶしきがいしゃ 岡崎市役所株式会社	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

事業計画の概要

1. 事業の全体計画

- ・市内事業者から排出されるパーソナルコンピュータ、印刷用電気機械器具等（施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器）を収集し保管する。その後、手作業で分別し、基盤を売却する。売却できない物は廃棄物として処理委託する。
- ・市内の会社から排出される無線通信機械器具等（施行令第16条の2第11号、22号に定める機器）を収集し保管する。その後、手作業で分別し、処理後物を売却する。売却できない物は廃棄物として処理委託する。
- ・市内の工場から排出される園芸用電気機械器具や市内の事務所から排出される電気照明器具等（施行令第16条の2第5号～10号、12号～21号、23号に定める機器）を収集し、保管する。その後、破砕機で破砕し、施設内部の磁選機により金属を選別し、売却する。売却できない物は廃棄物として処理委託する。

処分を行う品目や手解体の有無等がわかるよう事業形態を記載してください。

2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等

	品目	受入量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入事業場等の 名称及び所在地	処理方法	保管場所	予定持出先の名称 及び所在地
1	パーソナルコンピュータ、印刷用電気機械器具（施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器）	5m ³ /月	株〇〇事務所 愛知県岡崎市羽根町 字貴登野15番	—	愛知県岡崎市十王町 二丁目3番	△△(株) (売却) 愛知県岡崎市西蔵前 町字李平45番1 □□(株) (焼却) 愛知県岡崎市藤川町 字田中19番
2	パーソナルコンピュータ、無線通信機械器具等（施行令第16条の2第11号、22号に定める機器）	10m ³ /月	〇〇システム(株) 愛知県岡崎市矢作町 字尊所45番1	—	愛知県岡崎市朝日町 三丁目2番	△△(株) (売却) 愛知県岡崎市西蔵前 町字李平45番1 □□(株) (焼却) 愛知県岡崎市藤川町 字田中19番
3	園芸用電気機械器具、電気照明器具等（施行令第16条の2第5号～10号、12号～21号、23号に定める機器）	10t/月	(有)〇〇工場 愛知県岡崎市大平町 字皿田6番	破砕	愛知県岡崎市朝日町 三丁目2番	△△(株) (売却) 愛知県岡崎市西蔵前 町字李平45番1 □□(株) (焼却) 愛知県岡崎市藤川町 字田中19番
4	主たる取扱品目、受入事業場、処分の有無・方法ごとに記載してください。					
5						
6						

備考 取り扱う有害使用済機器ごとに記載すること。
 予定受入事業場等の名称及び所在地並びに予定持出先の名称及び所在地について、1の品目に対して複数ある場合には、その旨を記載すること。

様式第2号

<p>3 処理施設ごとに用紙を変えて記載してください。</p>	
<p>処理施設の種類</p>	<p>破砕施設（施設①ABC-1234D）</p>
<p>設置場所</p>	<p>愛知県岡崎市朝日町三丁目2番</p>
<p>設置年月日</p>	<p>平成〇〇年〇月〇日</p>
<p>処理能力</p>	<p>△△t/日</p>
<p>処理する有害使用済機器の種類</p>	<p>電気照明器具等 （施行令第16条の2第6～10号、12号、14号、16号、20号、21号に定める機器）</p>
<p>処理施設の処理方式及び設備の概要</p>	<p>密閉型一軸方式粉砕機 集じん設備、ブロワ搭載</p>
<p>環境保全設備の概要</p>	<p>建屋内かつコンクリート基礎にアンカーボルトで固定して設置し、騒音及び振動発生を抑制する。 密閉型のため、破砕時における粉塵の飛散のおそれなし 集じん設備搭載のため、微細な粉砕物も捕捉可能</p>

様式第2号

3. 施設の概要	
処理施設の種類	破砕施設 (施設②EF-56G8)
設置場所	愛知県岡崎市朝日町三丁目2番
設置年月日	平成〇〇年〇月〇日
処理能力	② : □□t/日
処理する有害使用済機器の種類	園芸用電気機械器具等 (施行令第16条の2第5号、13号、15号、17~19号、23号に定める機器)
処理施設の処理方式及び設備の概要	二軸破砕機 破砕後、施設内部の磁選機により鉄を分離する。
環境保全設備の概要	建屋内かつコンクリート基礎にアンカーボルトで固定して設置し、騒音及び振動発生を抑制する。 飛散防止のため、破砕時は板で投入部分を覆う

4. 業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

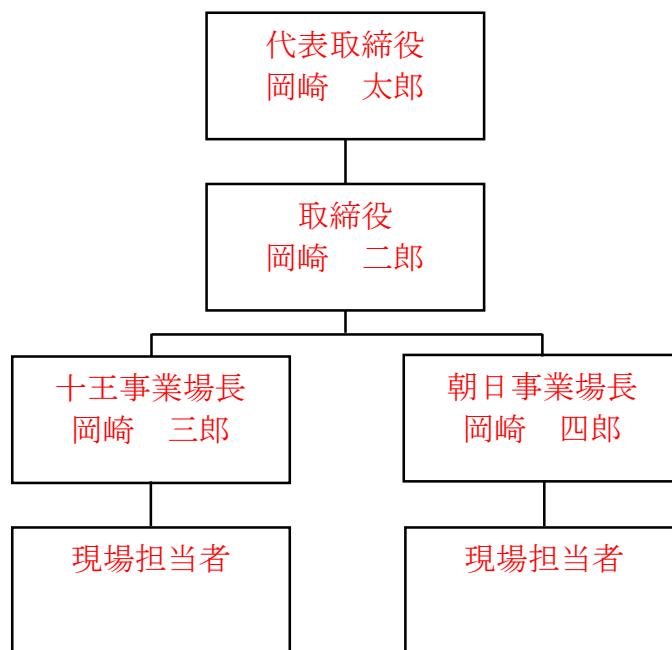
○業務を行う時間

8:30 ~ 17:00

○休業日

日曜、祝日

○組織



申請者又は申請者の 登記上の役員	事務員	作業員	その他	合計
2 人	2 人	5 人	1 人	10 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 施設において講ずる措置

- ・施設はコンクリート基礎にアンカーボルトで固定し、騒音振動の発生を抑制する。
- ・施設は建屋内に設置し、騒音を抑制する。
- ・建屋内で破碎することで処分時の汚水の流出を防止する。
- ・密閉型の施設を使用し、粉じんの発生を抑制する。
- ・投入口が解放されている施設については、破碎時は投入口に板で蓋をする。
- ・機器にバッテリーが含まれる場合は処分前に回収する。

事業場の設備や作業内容、処理施設において講じる措置等、事業の全体及び処分に関する事項について記載してください。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ・保管はコンクリート床面上で行う。
- ・保管場所には仕切りを設け、他の物と混ざらないようにする。
- ・破碎処理後物のうち、細かい物はフレコンバックに入れ、飛散防止をする。
- ・保管施設の周囲には側溝を設け、油水分離槽へ接続し、汚水の流出防止をする。

保管容器や保管方法等、保管に際して講ずる措置について記載してください。

様式第5号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
廃棄物又は再生品の品目	基盤	
発 生 量 (t/月又はm3/月)	30 m3/月	
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)
	委 託 処 理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却	
中間処理、売却の場合は具体的な方法		
△△株式会社へ貴金属資源として売却		
備考 廃棄物又は再生品の品目ごとに記載すること。		

様式第5号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
廃棄物又は再生品の品目	破碎金属	
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)	50 t / 月	
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)
	委 託 処 理	(処分業者名)
		(所在地)
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却	
中間処理、売却の場合は具体的な方法 △△株式会社へ、金属原料として売却		
備考 廃棄物又は再生品の品目ごとに記載すること。		

様式第 5 号

処分又は再生に伴って生じた廃棄物の処理方法又は再生品の利用方法を記載した書類		
廃棄物又は再生品の品目	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	
発 生 量 (t/月又はm ³ /月)	10m ³ /月	
処 理 方 法	自 己 処 理	(処分場所)
	委 託 処 理	(処分業者名) ○□産業株式会社
	(所在地) 愛知県岡崎市上地 2 丁目 39 番地 1	
埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売 却 中間処理、売却の場合は具体的な方法 □□株式会社へ処理委託 (焼却)		
備考 廃棄物又は再生品の品目ごとに記載すること。		

保 管 計 画 書(有害使用済機器)

有害使用済機器の品目	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
パーソナルコンピュータ、印刷電気機械器具(施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器)	コンテナ保管	○○	●●	◎	
合計 11 品目		○○	●●	—	
所在地 愛知県岡崎市十王町二丁目3番		管理責任者 岡崎 三郎			
全体面積 □□ m ²		保管面積 (合計) ○○ m ²		保管容積 (合計) ●● m ³	

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

一の保管の単位を 200 m²以下とすること。

隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は 2 m以下とすること。

保 管 計 画 書(有害使用済機器)

有害使用済機器の品目	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
電気照明器具等 (施行令第16条の2第6～10号、12号、14号、16号、20号、21号に定める機器)	コンテナ保管	▽▽	▼▼	●	
園芸用機械器具等 (施行令第16条の2第5号、13号、15号、17～19号、23号に定める機器)	野積み	◇◇	◆◆	○	
無線通信機械器具等 (施行令第16条の2第11号、22号に定める機器)	コンテナ保管	○△	●▲	▲	
合計 19 品目		☆☆	★★	○	
所在地 愛知県岡崎市朝日町三丁目2番		管理責任者 岡崎 四郎			
全体面積 ■ ■ m ²	保管面積 (合計) ☆☆ m ²		保管容積 (合計) ★★ m ³		

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

一の保管の単位を 200 m²以下とすること。

隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は 2 m以下とすること。

保 管 計 画 書(廃棄物)

産業廃棄物の種類	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
<p style="color: red;">廃プラスチック類#、ガラスくず・コンクリートくず※及び陶磁器くず#</p> <p style="color: red;">#自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。 ※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。</p>	フレコンバッグ	△☆	○☆	●	
	コンテナ保管	▲★	●★	☆	
<p>合計</p> <p style="color: red;">2</p> <p>品目</p>		□	□	—	
所在地		管理責任者			
愛知県岡崎市朝日町三丁目2番		岡崎 四郎			
全体面積	保管面積 (合計)	保管容積 (合計)			
■ ■ m ²	□ m ²	□ m ³			

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。